

松山市出産世帯応援事業補助金交付要綱

制定	令和5年7月13日	要綱第67号
改正	令和6年4月8日	要綱第56号
改正	令和6年7月8日	要綱第81号
改正	令和7年6月5日	要綱第67号
改正	令和8年4月21日	要綱第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年10月28日に愛媛県が公表したえひめ人口減少対策重点戦略に基づき、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、もって福祉の向上及び少子化対策の促進を図るため、新たに子どもが生まれた世帯への支援として愛媛県と本市が連携して実施する松山市出産世帯応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童 令和7年4月2日以後に生まれた者であって、申請日において、本市に居住しており、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されているものをいう。
- (2) 育児用品 妊産婦の事情によって必要となる生活用品及び乳児期の対象児童の養育に必要な用品であって、市長が認めるものをいう。
- (3) 時短家電 家事の負担軽減につながる家電製品であって、市長が認めるものをいう。
- (4) 省エネ家電 電気等のエネルギーの消費性能が優れている家電製品であって、市長が認めるものをいう。
- (5) 申請日 第8条第1項の申請書兼請求書の市長への提出が完了し、又は配送事業者がこれを受け付けた日をいう。

(補助金)

第3条 市長は、次条に規定する補助対象者に対し、10万円及び第6条に規定する補助

対象経費の実支出額を補助金として交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日において次の各号のいずれにも該当する者とする。この場合において、補助対象者となることができる者が世帯に2人以上いるときは、そのうちの1人が補助対象者となるものとする。

- (1) 本市に居住しており、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 対象児童の父又は母であって、対象児童を監護し、かつ、生計を同じくするもの
- (3) 申請日から起算して1年以上継続して本市に居住する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条に規定する暴力団員等
- (2) 市税を滞納している者（事業者等が市税を特別徴収した場合の当該市税を滞納している者を除く。）
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者
- (4) 愛媛県内の他市町において、同一の対象児童について、えひめ人口減少対策総合交付金による出産世帯応援事業に係る補助金の交付の決定を受けた者
- (5) 対象児童の父母の勤務地がいずれも愛媛県外である場合の当該父母
- (6) 対象児童の出産に伴い、一時的に本市に居住している者

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、第1項各号の要件を満たす者に準じる者等について必要と認めるときは、当該者を補助対象者とすることができる。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付を受けることができる対象品目（別表に定める対象品目をいう。以下同じ。）の購入に係る期間（以下「補助対象期間」という。）は、対象児童に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の母子健康手帳（次項において「母子手帳」という。）の交付を受けた日から対象児童が1歳に達する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象児童を外国で出産したこと等により母子手帳が交付されていないときは、補助対象期間は、対象児童を出産した日から対象児童が1歳に達する日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象者及びその配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含む。)が、補助対象期間に購入した対象品目の購入に係る費用(消費税、送料・配達料及び設置工事費を含み、家電リサイクル料、買換えのための家具、家電等の処分費用及び対象品目の付属品等の購入に係る費用を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等の交付の対象となっている費用は、補助対象経費としない。

3 第1項に規定する購入に係る費用の全部又は一部を、現金又は資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第3条に規定する前払式支払手段によらずに、割引券等を使用して支払ったときは、当該使用した割引券等に相当する額を補助対象経費から控除しなければならない。

(補助対象経費の限度額及び補助金の額)

第7条 対象児童1人当たりの補助対象経費の限度額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 対象児童の父母の両方(父若しくは母がいない場合はいずれか一方)が当該出生日において36歳未満の場合 20万円

(2) 対象児童の父母の両方又は一方が当該出生日において36歳以上の場合 10万円

2 補助金の額は、10万円に、補助対象経費の実支出額と補助対象経費の限度額とを比較し、いずれか少ない方の額を加えた額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「補助申請者」という。)は、松山市出産世帯応援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付の決定を受けようとする年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。ただし、対象児童が1歳に達する日以後は、当該申請をすることができない。

(1) 対象児童の母子健康手帳の写し

(2) 対象品目の購入年月日、購入店、金額、製品名等が確認できるレシート又は領収書の原本(オンラインによる申請であるとき又は市長が特別の事情があると認める場合にあっては、これの写し)

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けようとする年度の2月末日又は対象児童が1歳に達する日が、松山市の休日を定める条例(平成3年条例第24号)第

1 条第 1 項に規定する市の休日に当たるときは、補助申請者は、その前日までに、前項の申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定による申請は、1 の対象児童当たり市長が別に定める期間内に 1 回を限度とする。

(補助金の交付の決定等)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、松山市出産世帯応援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を通知したときは、速やかに補助申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 10 条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(調査等)

第 12 条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助申請者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査（以下これらを「調査等」という。）をすることができる。この場合において、補助申請者は、調査等に協力しなければならない。

2 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、対象品目の販売者、配送・設置業者その他の関係者に対し、報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

付 則（令和6年4月 8日 要綱第56号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年7月 8日 要綱第81号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

付 則（令和7年6月 5日 要綱第67号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年6月9日から施行する。

付 則（令和8年4月21日 要綱第57号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月23日から施行し、この要綱による改正後の第2条第1号に規定する対象児童について適用する。

2 この要綱による改正後の第2条第1号に規定する対象児童について令和7年度中に補助金の交付を受けている場合における補助対象者は、この要綱による改正後の第8条第3項の規定にかかわらず、令和8年度において再度同一の対象児童に係る補助金の交付を申請することができる。

3 前項の場合における補助対象経費の限度額は、第7条第1項の額から令和7年度中に交付を受けた補助金の額を除いた額とする。

4 対象児童の誕生日が令和7年4月2日から同年同月30日までの補助対象者は、第8条第1項ただし書き中「対象児童が1歳に達する日」を「令和8年5月30日」と読み替える。

別表（第6条関係）対象品目
育児用品
時短家電

省エネ家電
その他

備考

- 1 対象品目は，中古品を除く。
- 2 省エネ家電は，購入した日において，資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている統一省エネラベル2つ星以上の製品（エアコンについては，2027年度を目標とする新基準によるものに限る。）に限る。